



目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	1
○住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関の名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
◎告示 (住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務の委任) の一部改正 (〃)	1
◎調理師法による指定試験機関への試験事務の委任 (健康長寿政策課)	1
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	2
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出 (情報政策課)	2
◎告示 (電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証事務の委任) の一部改正 (〃)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
公 告	
○公印の改刻 (文書情報課)	3
○平成26年度調理師試験の実施 (健康長寿政策課)	3
○平成26年度製菓衛生師試験の実施 (食品・衛生課)	3

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第59号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第4条第2項第5号及び第7条第1項第4号中「医療政策・医師確保課」を「医療政策課、医師確保・育成支援課」に改める。

第10条第3項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改める。

第35条第1項ただし書中「県民体育館の室内プールコインロッカー」を「手結港海岸緑地公園のコインロッカー」に、「青少年センター、青少年体育館、室戸広域公園、春野総合運動公園若しくは土佐西南大規模公園」を「室戸広域公園、春野総合運動公園、土佐西南大規模公園、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、青少年センター若しくは青少年体育館」に改める。

第40条の見出し及び同条第5項並びに第41条の2の見出し中「事務取扱い」を「事務取扱」に改める。

別表第1中「、中村及び宿毛の各高等学校に限る。」及び高知若草養護学校」を「及び中村の各高等学校に限る。」及び特別支援学校（山田養護学校及び高知若草養護学校に限る。）」に改め、農業大学校研修課の項及び環境保全型畑作振興センターの項を削り、

「高等学校（安芸、岡豊、高知追手前、高知小津、高知西、高知工業、高知東、高知南、高知北、中村及び宿毛の各高等学校に限る。）

高知若草養護学校」を

「高等学校（安芸、岡豊、高知追手前、高知小津、高知西、高知工業、高知東、高知南、高知北及び中村の各高等学校に限る。）

特別支援学校（山田養護学校及び高知若草養護学校に限る。）」に改める。

別表第5中「日雇い労働者」を「日雇労働者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者	指定代理納付者に
---------	----------

所在地	名称	納付させる歳入	指定期間
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第217号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第2項の規定により本人確認情報処理事務を委任した指定情報処理機関から名称について変更の届出があったものとみなすので、地方公共団体情報システム機構法附則第5条第3項の規定により適用する住民基本台帳法第30条の14第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 変更前及び変更後の指定情報処理機関の名称（変更前） 財団法人地方自治情報センター（変更後） 地方公共団体情報システム機構
- 指定情報処理機関の主たる事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 変更年月日 平成26年4月1日

高知県告示第218号

平成12年1月高知県告示第38号（住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

（1）中「財団法人地方自治情報センター」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

高知県告示第219号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を指定試験機関に行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定試験機関の名称 公益社団法人調理技術技能センター
- 指定試験機関の主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋掘留町二丁目8番5号 JACCビル

- 3 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋掘留町二丁目8番5号 JACCビル
- 4 行わせることとした試験事務の範囲
試験事務の全部
- 5 試験事務を行わせることとした年月日
平成26年4月1日

高知県告示第220号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369番地	平成26年4月1日	平成29年3月31日

高知県告示第221号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第2項の規定により認証事務を委任した指定認証機関から名称及び主たる事務所の所在地について変更の届出があったものとみなすので、地方公共団体情報システム機構法附則第7条第2項の規定により適用する電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第38条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成26年4月1日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 変更前及び変更後の指定認証機関の名称
(変更前) 財団法人自治体衛星通信機構
(変更後) 地方公共団体情報システム機構
 - 2 変更前及び変更後の指定認証機関の主たる事務所の所在地
(変更前) 東京都港区虎ノ門五丁目12番1号
(変更後) 東京都千代田区一番町25番地
 - 3 変更年月日
平成26年4月1日

高知県告示第222号

平成15年12月高知県告示第698号（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証事務の委任）の一部を次のように改正する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「第37条第1項」を「第38条第1項」に改める。
1 中「財団法人自治体衛星通信機構」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。
2 中「東京都港区虎ノ門五丁目12番1号」を「東京都千代田区一番町25番地」改める。

高知県告示第223号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡いの町野久保
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町神谷字東野窪	433-2
2	〃 〃 〃 〃	412
3	〃 〃 〃 字野窪	385
4	〃 〃 〃 字コヤノサコ	353-1
5	〃 〃 〃 字東野窪	410-4
6	〃 〃 〃 字上野窪	3635
7	〃 〃 〃 〃	478-2
8	〃 〃 〃 字ワレ石	449-1
9	〃 〃 〃 〃	455-5


- (2) 区域
標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印		許可、認可、登録、免許、命令、検査、認定、承諾、承認、裁定、契約、不動産の登記等	平成26年4月1日

~~~~~

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成26年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成26年8月23日（土）午後1時30分から
- 2 試験の場所
  - (1) 高知会場  
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール
  - (2) 安芸会場  
安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会館
  - (3) 幡多会場  
四万十市中村桜町2番地1 四万十市立文化センター
- 3 受験願書の提出期間  
平成26年4月21日（月）から同年6月5日（木）までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成26年6月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階 公益社団法人調理技術技能センター
- 5 受験願書の配付時期等  
平成26年4月21日から同年6月5日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所並びに高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
  - (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
  - (2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

~~~~~

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成26年7月9日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館

- 3 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間
平成26年6月9日（月）から同月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成26年6月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表
平成26年7月24日（木）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。